

災害情報対応マニュアル

令和7年4月

目 次

はじめに	1
1 気象防災情報等	2
2 情報収集体制での留意事項	2
(1) 関係部署への情報共有体制	
(2) 関係部署内の認識共有体制	
3 災害警戒本部での留意事項	3
(1) 発令対象地区と発令時刻の決定	
(2) 関係部署等への情報共有体制	
(3) 市民への周知	
(4) 群馬県への防災対応状況の連絡	
(5) 渋川広域消防本部、渋川警察署との情報共有	
(6) 報道機関からの問合せ対応	
(7) 市民問合せ対応窓口	
4 災害対策本部での留意事項	5
(1) 被害規模に応じた体制	
(2) 気象現象の監視と体制	
(3) 発令対象地区の特定と発令時刻の決定	
(4) 関係部署等への情報共有体制	
(5) 市民への周知	
(6) 被害情報等の収集整理	
(7) 情報共有体制	
(8) 群馬県への防災対応状況の連絡	
(9) 渋川広域消防本部、渋川警察署、自衛隊との情報共有	
(10) 報道機関からの問合せ対応	
(11) 住民対応への留意事項	

はじめに

風水害対応は、雨の降り始めから災害の発生まで段階的に推移し、市町村の防災体制を構築する時間もあり災害応急対策の良否が問われる。過去の事例により、迅速かつ的確に災害応急対策を実施していく上で、市町村の災害対策本部での防災気象情報と被害状況等の情報を一元的に把握する収集体制及び、情報の重要度を選別（情報トリアージ）・整理・分析し、優先順位を付して、災害応急対策を実施するための情報整理分析共有体制の重要性が改めて認識されている。この業務の優劣が全ての災害応急対策に影響を及ぼす。

特に、気象現象が激化した段階では情報過多により情報が錯綜し、災害応急対策に資する重要な情報の断片化・変容などが発生し関係者に共有されない事態が生じ、避難情報の未発令や災害応急対策の遅れなど人命にも係る重大な問題へとつながる。気象現象激化の度合いに応じて、段階的に早めの情報収集・整理・分析・共有の体制を構築しておくことが肝要である。

以下に、災害を経験した地方自治体等での教訓を踏まえ、「情報収集体制」、「災害警戒本部」、「災害対策本部」の各体制で留意しておく事項を記す。

1 気象防災情報等

防災行動を要する可能性がある気象現象に対し、前橋地方気象台又はその他関係機関から、以下のような情報（以下「防災気象情報」という。）が発表される。

警戒レベルに応じた渋川市が発令する避難情報と体制				
警戒レベル	渋川市の避難情報等	トリガーとなるべき情報と判断		渋川市の体制
		土砂災害(短時間豪雨)	河川	
警戒レベル5	緊急安全確保	大雨特別警報(警戒レベル5相当) 大規模災害発生のおそれ	を受けて 総合的に判断	氾濫発生情報
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~				災害対策本部
警戒レベル4	避難指示	土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当) 災害発生(中規模程度) 土砂災害前兆現象情報	を受けて 総合的に判断	氾濫危険情報 氾濫危険水位
警戒レベル3	自主避難(含高齢者等避難)	大雨警報(警戒レベル3相当)	を受けて総合的に判断	氾濫警戒情報 避難判断水位
警戒レベル2	—	大雨・洪水注意報(警戒レベル2)	—	氾濫注意情報
警戒レベル1	—	早期注意情報(警戒レベル1)	—	—

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）における「中」

※「中」は命に危険を及ぼすような警報級の現象となりうることを表す。

- (2) 気象注意報（特に、警報級の現象がおおむね6時間以上先に予想され、警報に切り替える可能性が高いもの）
- (3) 台風情報（市に台風の来襲が予想される場合のもの）
- (4) 気象警報（重大な災害が発生するおそれのあるときに警戒を呼びかけるもの）
- (5) 土砂災害警戒情報（群馬県及び前橋地方気象台が共同で発表するもの）
- (6) 河川の水位情報等、国又は群馬県から発表される情報（市長が避難情報発令の判断材料とするもの）

これらの情報を踏まえ、今後の気象現象の見通しと渋川市への影響評価（以下「シナリオ」という。）が重要である。

一方で、現象発生猶予時間と気象現象精度は両立できない関係性（トレードオフ）であり、防災気象情報等には不確実性（以下「技術的限界」という。）が含まれていることに留意しなければならない。このため、特に前橋地方気象台とは緊密な情報共有を行い、適宜シナリオを修正しつつ、適切な情報収集・整理・分析・共有体制を迅速に講じていくことが重要である。

## 2 情報収集体制での留意事項

情報収集体制は、前橋地方気象台から発表される「早期注意情報（警報級の可能性）中」や「警報に切り替える可能性の高い注意報」が発表された時又は当市に台

風の来襲が予想された場合に、情報を収集し共有する体制である。

特に、技術的限界を踏まえ、前橋地方気象台と緊密な情報共有を行い、シナリオについて認識を共有しつつ、災害の発生する可能性のある地区と時間帯を特定し、避難等の防災行動の必要性を評価する。常に最新の気象現象の推移を確認し、今後のシナリオを逐次修正する。

#### (1) 関係部署への情報共有体制

シナリオに沿って防災対応を行う可能性のある関係部署へ、今後の気象現象の見通しと渋川市への影響度合いについて情報共有し認識共有を行う。共有の方法は、庁内情報共有システム（メール含む）又は連絡会議により行う。

防災気象情報等に基づいたシナリオには技術的限界が含まれていることを念頭に、最悪の事態に備えた幅広い対応を考慮しておくことが肝要である。

#### (2) 関係部署内の認識共有体制

関係部署の所属長等は、シナリオに基づき災害応急対策で参集した職員へ事前説明を行う。シナリオには技術的限界による不確実性が含まれていることを念頭に、状況の悪化に応じて迅速に職員を投入できる体制を考慮し、多めの人員を確保しておく。

### 3 災害警戒本部での留意事項

災害警戒本部は、市民へ「自主避難」又は「警戒レベル3自主避難」（以下「警戒レベル3」という。）の避難情報を発令する段階である。「自主避難」は、今後の気象現象が更に強まり災害が発生する可能性が高くなることが予想される時に、土砂災害や洪水リスクのある地域の居住者に対して発令する。

「警戒レベル3」は、重大な災害が発生するような警報級の現象が、おおむね3～6時間先に予想されるときのもとの、不安定性降水（以下「雷雨」という。）による短時間降水で現象が発生している最中に発表されるものがある。前者は、情報収集体制から移行するので関係部署においても事前認識の共有が図られている。一方、後者に対応した体制は、突発的で参集時間が十分とれない体制で行うことになる。最悪のシナリオに備え迅速に対応できる体制で臨むことが重要である。

#### (1) 発令対象地区と発令時刻の決定

シナリオに基づき、土砂被害が生じる可能性が極めて高い土砂災害警戒区域を対象に地域を特定する。発令時刻は、避難行動を考慮し可能な限り気象現象が強くなる前の明るいうちに決定する。市長へ避難情報発令に係る意思決定に資する資料を作成し判断を仰ぐ。

#### (2) 関係部署等への情報共有体制

可能な限り市民への発令前に市民の避難先を確保するため、公民館職員へ事前連絡を行う。雷雨による突発的な避難情報の発令は、市民への発令の後になっても致し方ない。

公民館職員への事前連絡は、以下の経路により行う。

・危機管理監 → 教育部長 → 公民館職員

対象地区の自治会長へ、当該地区の市民から、避難のために指定緊急避難場所の開放を求められた場合に集会所や住民センター、〇〇会館などを開放するための事前連絡を行う。事前連絡の内容は、発令時刻、自主避難のための指定緊急避難場所としての開放依頼、避難状況などの報告である。

自治会長への事前連絡は、以下の経路により行う。

・市民環境部及び行政センター → 自治会長

### (3) 市民への周知

避難情報発令対象地域の居住者に対し、今後の気象現象の活発化によっては災害の発生するおそれがある事態を知らせるため、発生が予想される災害と、当該災害の受けやすい地域、災害の発生する可能性の高い時間帯、災害を避けるための避難行動への喚起、指定緊急避難場所の開放及び避難時に持参してくる物などを周知する。市民への周知方法は、防災行政無線、市ホームページ、渋川ほっとメール、市公式LINE、渋川市防災行政無線フリーダイヤル及び緊急情報配信サービス※1等を活用し、積極的な周知に努める。

※1 緊急情報配信サービス：携帯電話を使用していない人で緊急情報の入手が比較的困難な高齢者などを対象として、自宅の電話やFAXに緊急情報を配信するサービス

### (4) 群馬県への防災対応状況の連絡

群馬県等へ本市の防災対応を群馬県総合防災情報システムにより報告する。報告内容は、配備体制・被害情報・避難情報の発令内容・避難所情報などである。このシステムに入力した内容のうち、災害対策本部等の設置状況・避難情報・避難所開設情報・広報等のお知らせ情報が、Lアラート、緊急速報メール、防災Web、市公式LINEなど様々なメディアを通じ市民に情報提供される。

### (5) 渋川広域消防本部、渋川警察署との情報共有

今後の更なる事態の悪化による人的被害の発生も視野に、迅速な人命救助の体制を確保するため、渋川広域消防本部警防課・渋川警察署警備課と渋川市の対応状況や被害情報等について情報共有を行う。事前に現地に展開している警察官・消防職員・消防団員の持っている情報は信頼性も高く、今後の防災対応に重要な情報である。

#### (6) 報道機関からの問合せ対応

別紙の「報道対応マニュアル」を参照。「自主避難」の段階では、これまで多くの問合せはなく危機管理室で対応することとし、「警戒レベル3」の段階から総合戦略部秘書室から1名の報道対応体制として対応する。

#### (7) 市民問合せ対応窓口

「警戒レベル3」の段階で市民からの問合せ対応窓口を設置し、被害状況等の情報を含め関係部署と情報共有を行う。土砂被害が生じる可能性が極めて高い土砂災害警戒区域に居住で、不安のある人については指定緊急避難場所等へ避難することを勧める。また、土砂災害の危険性が低い地域の居住者からの問合せは、知人や親せき宅など安心できる場所に身を寄せるなど検討してもらうよう回答する。なお、そのような場所がない場合は指定緊急避難場所への避難を勧める。

### 4 災害対策本部での留意事項

災害対策本部は、気象現象に伴い渋川市内において被害の発生又は発生が予想された場合で、対象被害が生じる可能性が極めて高い土砂災害警戒区域や、洪水浸水想定区域に居住している方々を対象に市長の総合的判断の上で「警戒レベル4避難指示」（以下、「警戒レベル4」という。）を発令する段階の体制である。被害発生の予想規模又は被害規模に応じて4段階で対応する。災害が生じてから職員参集を強化するのでは、災害応急対策が後手に回り被害の拡大を防げないことを肝に銘じておく必要がある。

#### (1) 被害規模に応じた体制

災害対策本部は、被害発生の予想規模又は被害規模に応じ「小規模体制」、「中規模体制」、「大規模体制」、「特別体制」の4段階の要員配置で対応する。各体制の対策の概要は「災害発生時初動対応マニュアル（風水害対応編）」に記載しているとおりでである。

なお、人的被害が発生した場合は、発生地区の行政センターに現地災害対策本部を設置し、救命救助を最優先とした体制で対処する（「救命救助活動に備える現地災害対策本部設置マニュアル」参照）。

また、長期的避難が生じた場合は避難者側に立って避難所環境を迅速に整えるとともに女性や高齢者等の災害弱者に配慮した避難所運営を自主防災組織と連携し実施する体制とする。

#### (2) 気象現象の監視と体制

土砂災害への監視として、土砂災害警戒情報の発表を受け気象庁ホームページの土砂災害危険度（キキクル）の「非常に危険もしくは極めて危険」が示されてい

る地区や、群馬県土砂災害警戒情報システムの判定図による土壌雨量指数の確認を常に行い、警戒レベル4の対象となる地区が追加された場合は、直ちに災害対策本部に報告し、警戒レベル4の対象地区の拡大等を検討する。また、洪水害への監視として水位計（危機管理型を含む）の水位や、流域雨量指数等を確認するとともに河川管理者からの河川の水位や氾濫の危険に関するFAX、市長へのホットライン等を入手した場合も災害対策本部に報告し、洪水害を対象とした洪水浸水想定区域への警戒レベル4の発令を検討するなど、気象現象に応じた適切な避難情報の発令判断に資する情報を災害対策本部に提供する。加えて、救命救助等の災害応急対策を実施している防災関係者の二次災害を防ぐために、現地等と緊密に連携し適宜情報提供を行う。

急速に激化する気象現象を確実に捉え処理するため、早い段階から現象の規模に応じた専任の要員を確保しておくことが極めて重要である（過去の災害事例から2人程度では確実に不足）。

### （3）発令対象地区の特定と発令時刻の決定

発令対象地区は、土砂災害が発生した地区、土砂災害警戒情報が発表され土砂災害危険度の「非常に（極めて）危険」が出現した地区及び河川の水位情報や流域雨量指数と今後の雨量推移を総合的に判断し浸水害や洪水害が予想される洪水浸水想定区域とする。上記現象が出現し市長の判断を受け速やかに発令する。

なお、突発的な気象現象で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にあっては、指定避難所の開設が遅くなる事態であっても、警戒レベル4の避難情報は躊躇なく発令し、速やかに居住者等に伝える。

### （4）関係部署等への情報共有体制

可能な限り市民への発令前に市民の避難先を確保するため、公民館職員へ事前連絡を行う。突発的な気象現象による避難情報の発令の場合は、公民館職員へは事後連絡となる。

警戒レベル3から警戒レベル4への引き上げケースでは、既に自治会の指定緊急避難場所（集会所・〇〇会館など）に避難者がいる場合、避難解除まで6時間以上を要する時は災害備蓄品の配給を行うため、災害対策本部へ避難者人数を報告するよう自治会長に依頼する。

また、避難が長期化する場合は、指定緊急避難場所に避難している避難者を地区の指定避難所に移動させるとともに、自治会長には指定避難所に参集し避難運営に携わるよう依頼する。

### （5）市民への周知

市民には、対象災害リスク地域への災害の発生、又は発生するおそれがあることを速やかに伝える。加えて、災害を避けるための避難行動への喚起、指定避難所

の開設などを周知する。市民への周知方法は、防災行政無線、渋川市ホームページ、渋川ほっとメール、緊急情報配信サービス、市公式LINEなどを用いる。

突発的な警戒レベル4の発令のケースで、市民から避難の打診が寄せられた時は、災害備蓄品を備えている指定避難所への避難を勧める。既に、気象現象が激化し水平避難をすることがかえって危険な場合は、近くの堅固な建物やがけ等からなるべく離れた建物の2階など、命が守れる最善の所に避難するよう勧める。

## (6) 被害情報等の収集整理

被害が発生すると同時に、被害の大小に関わらず一気に多数の情報が災害対策本部に寄せられる。防災関係機関からの避難情報に係る重要な情報や、人命救助に係る極めて重要な情報まで、多数の情報の中から人命優先とした災害応急対策の判断に必要な情報を抜き出す情報トリージ（情報の重要性及び緊急性の優先順位付け）や、未確認情報の信頼性の度合いに応じた適切な情報抽出が極めて重要である。この分析整理の良否で災害対応の質が左右される。

分析整理のため「情報分析班」を設置し、その班の責任者（以下「情報班長」という。）に全ての情報が集約できる体制を構築し、情報班長は情報の信頼性の度合いを判断し、必要に応じて再確認を指示するなど分類整理するとともに情報トリージを行い、適切な災害応急対策に資する情報を災害対策本部に提供する。

特に、複数ルートからの情報入手や、用語の不統一により情報が錯そうすることを念頭に情報整理することが極めて重要である。そのため情報管理する要員を配置しておく必要がある。また、甚大な被害が生じている地区ほど情報が入ってこない災害特有の状況を念頭に被害状況を俯瞰的に捉え、情報伝達困難な孤立集落の出現も視野に、通信状況の確認や被害状況をとりこいく意識が重要である。

道路損壊や交通状況等に関する交通情報は、救命救助、災害の拡大防止、負傷者の搬送等に極めて重要な情報である。発災後から迅速かつ正確な情報収集に努め、順次進む道路啓開の実施により通行可能な情報等を更新していくことが重要である。

## (7) 情報共有体制

情報分析班が分類整理した情報は、モニターやホワイトボード、掲示板等を活用し情報連絡班と災害対策本部で情報共有を図る。重要なことは、新たな情報の更新と、これまで入っている情報の適正な修正である。この仕事を怠ると災害対応が混乱することを肝に銘じておく必要がある。

特に、人命救助や災害の拡大防止、負傷者の搬送等に必要道路損壊や、交通状況等に関する交通情報は適正な更新を行う必要がある。また、必要に応じて緊急通行車両や自衛隊車両、物資輸送車両等が優先して通行できる緊急交通路が指定された場合は、掲示板等に貼り出し共有する。

## (8) 群馬県への防災対応状況の連絡

群馬県等へ本市の防災対応を群馬県総合防災情報システムにより報告する。報告内容は、配備体制・被害情報・避難情報の発令内容・避難所情報などである。このシステムに入力した内容のうち、災害対策本部等の設置状況・避難情報・避難所開設情報・広報等のお知らせ情報をＬアラート、緊急速報メール、防災Ｗｅｂ、市公式ＬＩＮＥなど様々なメディアを通じ市民に情報提供される。

対応する職員は、あらかじめ各地区の対象災害リスクにおける避難対象者数を把握する。

人的被害が発生し人命救助を実施する場合は、災害対策本部及び現地災害対策本部に群馬県のブースを設置し、緊密な情報共有体制の環境を構築する。

なお、自衛隊への災害支援要請については、状況に応じた要請タイミング等を相談し迅速に判断をする。

## (9) 渋川広域消防本部、渋川警察署、自衛隊との情報共有

今後の更なる事態の悪化による人的被害の発生も視野に、迅速な人命救助の体制を確保するため、渋川広域消防本部警防課・渋川警察署警備課と対応状況や被害情報等について情報共有を行う。特に、実働機関から得られる現地の情報は信頼性が高く極めて重要である。

人的被害が発生し救命救助を実施する場合は、災害対策本部及び現地災害対策本部に各機関のブースを設置し、緊密な情報共有体制を構築する。

## (10) 報道機関からの問い合わせ対応

別紙の「報道対応マニュアル」を参照。「警戒レベル４」の発令と同時に、多くの問合せが寄せられることを視野に、報道対応の窓口を報道対応班（総合戦略部）に一本化する。今後の災害規模の拡大に応じて早めに増員し体制を強化する。

## (11) 住民対応への留意事項

### ア 避難所対応

公民館には、災害備蓄品として毛布、パーティション、簡易ベッド、非常食がある。災害備蓄品の配給は、原則として避難解除まで６時間以上を要する場合としているが、人道的観点で必要に応じて配給の判断を行う。高齢者等は避難可能であれば公民館への避難を勧める。

### イ 避難判断を求められた場合

土砂災害警戒区域の居住者には、大雨等の現象が継続し水平避難をすることがかえって危険な場合（気象庁ホームページの土砂災害危険度分布（キキクル）の「極めて危険（濃い紫）」が示されている地区）は、近くの堅固な建物や崖等からなるべく離れた建物の２階など、命が守れる最善の所に避難するよう勧める。

特に、傾斜のある小河川に洪水警報が発表され、地域住民から避難の是非について問合せが寄せられた場合、避難経路である道路が水の逃げ道となり流速の早い川のような状態では、水平避難はかえって危険であることも考慮し、避難者自身が現地の状況を見て判断するよう回答する。もし、水平避難が不可能な場合は自宅の2階など、高い所で山側からできる限り離れた場所に避難し安全を確保するよう助言する。

洪水浸水想定区域に対して、警戒レベル4が発令された場合は、指定避難所への水平避難が原則であるが、既に浸水が始まっている場合は、現在いる場所の浸水深を確認し3 m以下の浸水深ならば水や食料等を2階に移し、2階への垂直避難による安全確保も選択肢であることを回答する。このような場合、道路が既に冠水している中で水平避難すると用水路等の位置が分からず、用水路等にはまり命を失った事例があることも説明する。

